

1 授業料について

都立高等学校では、義務教育とは異なり、原則として授業料を納入していただくこととなります。

(1) 授業料額・納入回数・納入時期

授業料額(年額)	納入回数	納入時期
118,800 円	2 回	6 月末(年額の 3/12 29,700 円 4 月～6 月分)
		9 月末(年額の 9/12 89,100 円 7 月～3 月分)

(2) 就学支援金について

就学支援金制度とは、保護者の所得等一定基準を満たす生徒について、授業料相当額の就学支援金が支給されるというものです。(保護者に直接支給されるものではありませんが、実質、保護者の授業料負担はなくなります。)

就学支援金を受給するためには、提出期限内の申請が必要です。申請書類及び申請方法等の詳細については、御案内を御確認ください。内容等を御確認の上、新入生説明会の際に提出してください。また、今回の就学支援金の申請により支給されるのは「4 月から 6 月分」です。「7 月から翌年 6 月分」までの申請については、入学後の 7 月頃にお知らせを配布しますので改めて提出してください。

※対象者

- ① 区市町村民税の「課税標準額」×6%－区市町村民税の「控除調整額」が 30 万 4200 円未満（保護者等の合計額）

注：住民税の所得割額は(非)課税証明、納税通知等で確認してください。

- ② 高等学校等に在学をする生徒で、日本国内に住所を有する者
- ③ 高等学校等を卒業又は修了したことの無い者
- ④ 在学期間が36月を超えていない者（休学による場合を除く。）

(3) 授業料減免制度について

上記(2)の就学支援金制度対象外の世帯で、家計急変により経済的に困難な家庭、扶養する 23 歳未満の子が 3 人以上いる世帯は授業料を免除又は減額する制度があります。詳細については、入学後にお渡しするお知らせを御覧ください。

2 学校徴収金について

学校徴収金は、積立金、生徒会費及びPTA会費で構成され、次のとおり、3回に分けて納入していただきます。

積立金は、修学旅行や校外学習、副教材、実力テスト、各種検定試験、校章、卒業アルバム等に支出します。また、生徒会費は部活動や生徒会活動費に、PTA会費はPTA活動費に充てられます。

(1) 納入予定表 令和5年度

項目	第一期分 書類提出日までに 納入 (払込取扱票)	第二期分 7月14日 (口座振替)	第三期分 10月13日 (口座振替)	年額
積立金	60,000円	30,000円	30,000円	120,000円
生徒会費	5,000円	0円	0円	5,000円
PTA会費	2,400円	2,400円	0円	4,800円
計	67,400円	32,400円	30,000円	129,800円

※上記金額は予定であり、変更される場合があります。

(2) 納入方法

第一期分は、書類提出日までに納入してください。納入方法については、別紙「学校徴収金第一期分の納入について」を参照の上、「払込取扱票」により郵便局窓口でお支払ってください。

第二期及び第三期分は、御登録いただきましたゆうちょ銀行の口座から引き落としとなります。手続きは、とじこみの「学校徴収金の納入に係るゆうちょ銀行口座登録について」を御覧ください。

なお、第二期及び第三期分の口座振替日は7月14日（金）及び10月13日（金）を予定しています。

(3) 給付型奨学金

給付型奨学金制度は、家庭の経済状況に関わらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を、東京都が保護者に代わり支払う制度です。保護者の所得等一定基準を満たす場合に対象となります。申請書類及び申請方法等の詳細については、御案内を御確認ください。

(4) 奨学のための給付金制度

奨学のための給付金制度は、授業料以外の教育に必要な経費（学校徴収金、学用品、入学通学用品等）の保護者負担を軽減するための制度です。保護者の所得等一定基準を満たす場合に給付金が支給されます。申請書類及び申請方法等の詳細については、9月頃、御案内を配布する予定です。

（注：学校徴収金の納入が免除されるわけではありません。

（1）納入予定表のとおり納入いただき、後日給付となります。）